

鹿児島県ヤングクラブバレーボール連盟 規約（案）

第1章 名称及び事務局

<第1条> 名称

本連盟は、鹿児島県ヤングクラブバレーボール連盟（以下「本連盟」という。）と称し、略称を「県ヤング連」とする。

<第2条> 事務局

事務局を原則として事務局長所在地に置く。

第2章 目的及び事業

<第3条> 目的

本連盟は、鹿児島県におけるヤングクラブバレーボール組織の総括団体として、鹿児島県バレーボール協会との連携を図り、バレーボールの普及、発展を図るとともに青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

<第4条> 事業

本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 鹿児島県内におけるヤングクラブバレーボール団体の育成
- (2) ヤングクラブバレーボール大会の開催
- (3) バレーボールに関する講習会等の開催
- (4) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織及び構成員

<第5条> 組織

本連盟は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という。）及び鹿児島県バレーボール協会の加盟組織として、第3条の趣旨に賛同して本連盟の承認を得て加盟した鹿児島県内のヤングクラブバレーボール団体（以下「加盟団体」という。）及び、理事長又は理事会の推薦を受けて加盟した者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

<第6条> カテゴリー

本連盟に次のカテゴリーを置く。

- (1) U-14男子（14歳以下の男子）
- (2) U-14女子（14歳以下の女子）
- (3) U-17男子（17歳以下の男子）
- (4) U-17女子（17歳以下の女子）
- (5) U-19男子（19歳以下の男子）
- (6) U-19女子（19歳以下の女子）

ただし、年齢基準は毎年4月2日現在とする。

<第7条> 登録

- 1 加盟団体は、毎年JVAにチーム登録しなければならない。
- 2 前項の登録方法及び登録料は細則で定める。

第4章 役員

＜第8条＞ 役員

本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（任意）
- (2) 副会長 若干名（任意）
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 事務局長（会計） 1名
- (6) 理事 加盟団体より各1名及び理事長推薦
- (7) 監事 1名

＜第9条＞ 役員選出

役員を選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長は、理事会において推薦の上、選出し、理事長がこれを委嘱する。
会長は、理事であることを要しない。また、役員就任により理事の資格を付与するものではない。
- (2) 理事長は、理事会において理事の中から選出する。
- (3) 副理事長は、理事会において理事の中から選出し、理事長がこれを委嘱する。
- (4) 理事は、加盟団体から各1名及び理事長の推薦により選出し、理事会の承認をもって理事長がこれを委嘱するが、理事長が推薦した理事は理事の総数の1/3以内を原則とする。但し、加盟団体が著しく少ない場合はこの限りではない。
- (5) 事務局長（会計）は、理事会において理事の中から選出し、理事長がこれを委嘱する。
- (6) 監事は、理事会において理事の中から選出し、理事長がこれを委嘱する。
- (7) 第8条に定めた役員以外に役員を設ける必要が生じた場合は、理事会において、役員の名称及び担当業務を決定の上、当該役員を推薦し、理事長がこれを委嘱する。

＜第10条＞ 職務

役員の実務担当は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本連盟の顧問であり、当会が主催する大会に参加できるほか、理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べるができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、その経験及び専門知識をもとに、理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べるができる。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、本連盟の常務を処理執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、その職務を代行する。
- (5) 理事は、理事会を構成し、本連盟の事業の審議及び執行にあたる。
- (6) 事務局長は、本連盟の総括的事務・会計事務を執行する。
- (7) 監事は、会計を監査する。
- (8) 前条第7号により選任された役員は、理事会が決定した担当業務を執行する。

＜第11条＞ 役員任期

- 1 役員任期は、2年とし、選任された日以後の最初に到来する4月1日をもってその始期とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、第9条により後任者を選出する。この場合の後任役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を遂行する。

- 4 加盟団体が存続できない場合、当該加盟団体選出の役員の処遇は理事会で協議する。

第5章 会議

<第12条> 会議

- 1 本連盟に次の会議を置く。
 - (1) 理事会
 - (2) 役員会
 - (3) 委員会
- 2 本連盟は、この規約を実施し、JVA、日本ヤングクラブバレーボール連盟及び鹿児島県バレーボール協会の諸規定等に基づいて必要な措置を行うため、規則又は細則を定める。

<第13条> 理事会

- 1 理事会は、理事で組織し、必要に応じて理事長が招集する。
- 2 理事会は毎年1回以上開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 役員の選出及び解任
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 事業計画及び事業報告
 - (4) 規約改正
 - (5) 規則の制定及び変更
 - (6) その他の重要事項
- 3 理事会の開催方法は、会議形式を原則とするが、感染症対策など必要に応じて、通信ネットワーク等を利用した会議を開催すること。また、書面による決議によることもできるものとする。
- 4 役員は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 会議の目的たる事項及び招集を必要とする理由を記載した理事総数の3分の1以上の書面を理事長に提出して、臨時理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の招集の請求があった場合、理事長は、3週間以内に臨時理事会を招集する手続をしなければならない。

<第14条> 役員会

- 1 役員会は、以下のものによって組織し、必要に応じて理事長が招集する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 事務局長（会計）
 - (4) 理事長が指名した者（第9条第1項第8号に基づき選出された役員、その他若干名）
- 2 役員会は毎年1回以上開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 本連盟の運営に関する事項
 - (2) 理事会に付する議案に関する事項
 - (3) 理事会及び委員会の運営に関する事項
 - (4) 細則の制定及び変更
 - (5) 本連盟に加盟申請する団体の審査に関する事項
 - (6) 理事長が役員会に付することを相当と認めた事項
- 3 会議の目的たる事項及び招集を必要とする理由を記載した役員会総数の3分の1以上の書面を理事長に提出して、臨時役員会の招集を請求することができる。
- 4 前項の招集の請求があった場合、理事長は、2週間以内に臨時役員会を招集する手続をしなければならない。
- 5 役員会で決議した事項は、以後に最初に開かれる理事会において報告する。

<第15条> 会議の招集及び議決

- 1 理事会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。
- 2 役員会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。
- 3 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 役員及び理事は、会議において1個の議決権を有する。なお、理事が他の役員を兼ねる場合であっても議決権は1個とする。
- 5 理事は、理事会に出席する他の理事に議決権の行使を書面にて委任することができる。この場合において、委任者は、会議の出席者とみなす。なお、受任者を明示しないものは、議長に委任したものとみなす。
- 6 議決は出席者の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 役員及び理事は会議を欠席する場合には、あらかじめ理事長に対して、その旨を通知しなければならない。

第6章 委員会

<第16条> 委員会

- 1 本連盟に役員（必要に応じて理事を加える）を持って組織する専門委員会を設けることができる。
- 2 前項の委員会を設ける場合、その設置及び運営に関する規定その他必要事項は、別に定める。

第7章 会計

<第17条> 会計

本連盟の経費は、次の収入をもってこれに充てる。登録料及び競技会の参加料は細則で定める。

- (1) 補助金
- (2) 登録料
- (3) 競技会の参加料
- (4) 寄付金
- (5) その他

<第18条> 事業年度

本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

<第19条> 監査

本連盟の予算及び決算は、監事の監査を経たうえ理事会の承認を得なければならない。

<第20条> その他遵守事項

本連盟は、強豪チームの創成を目的としないため、加盟団体における、いかなる選手勧誘又は他団体等からの選手の引抜きなどの補強行為を許容してはならない。

附 則

- 1 本連盟の規約は、令和6年4月1日からこれを施行する。
- 2 本連盟は、日本ヤングクラブバレーボール連盟、鹿児島県バレーボール協会に加盟する。
- 3 チーム参加資格、選手参加資格については、細則で定める。

- 4 本連盟の設立初年度の役員を選出については、第9条第1項第1号・第2号・第5号・第6号中の「理事会」を「発起人の協議」，「理事」を「発起人」と読み替えるものとし、その任期については、第11条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。